

第5回 (令和3年3月)

宮津市教育委員会  
定例会議事録

令和3年3月26日開会

## 第5回（令和3年3月）宮津市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年3月26日（金）午前9時00分～

場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ応接会議室

出席者 山本雅弘 伊藤正 田崎浩二 尾崎里花子 藤井陽子

事務局 大井教育次長 早川学校教育課長 林崎社会教育課長 東文化振興担当課長  
大槻総括指導主事 梅林学校教育課参事 森本学校教育課参事 桐村指導主事  
小牧学校教育係長

（傍聴者なし）

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 会期の決定

### 5 教育長の報告

### 6 議事

議第11号 重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則について

議第12号 宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱について

議第13号 宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱について

議第14号 宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

議第15号 宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則について

議第16号 宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について

議第17号 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程について

議第18号 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則について

議第19号 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について

議第20号 宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について

議第21号 令和2年度宮津市一般会計補正予算(第14号)(教育委員会関係分)について

議第22号 宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

議第23号 宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について

議第24号 宮津市教育大綱・教育振興基本計画について

議第25号 令和3年度宮津市教育の重点について

議第26号 宮津市学力向上プランについて

### 7 報告

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

報告第2号 委員会及び学校その他の教育機関の職員(府費負担教職員を除く。)で、臨時的任用及び会計年度任用職員に係るものの任免について

### 8 その他

(1) 幼稚園、小中学校等の入学式への出席について

(2) 4月の主な日程(教育委員会関係分)について

### 9 閉 会

－開会：9:00－

山本教育長

只今から、令和 3 年第 5 回宮津市教育委員会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

それでは、次第に沿って会議を進行します。

■次第 2「前回会議録の承認」

各委員よろしければ、藤井委員と尾崎委員にお世話になります。

■次第 3「会議録署名委員の指名」

会議規則第 18 条第 2 項の規定により、教育長において尾崎委員と田崎委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

■次第 4「会期の決定」

本日の定例会の会期は、1 日といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日間と決定いたします。

山本教育長

■次第 5「教育長の報告」

【報告事項】

1 市立幼稚園・小中学校の状況について

○令和 2 年度はコロナで始まりコロナで終わった一年だった。コロナ禍ではあるが、オンラインでの教育フォーラムは多くの方に見ていただき、取組が進んでいる様子が良く分かったなどの感想が寄せられた。

○4 月から幼稚園給食が始まる。しっかりとやっていただきたい。

○新年度に向けて学校の教職員の体制も変わり、今日、新しく宮津市に着任される方のオリエンテーションがある。新規 5 名も含めよろしくお願ひする。

○令和 3 年度は GIGA スクール構想のスタートであり、吉津小学校が府教委の研究校の指定を受けている。

○令和 3 年度当初予算も 29 日に議決となる。新しい教育の創造に向けてしっかりと取り組んでいただきたい。

2 その他

○5 月 17 日丹後地方教育委員会連合会定期総会が、5 月 28 日には京都府市町村教育委員会連合会定期総会が開催予定ですので、皆様の出席をお願いします。

それでは、議事に移ります。

■議第 11 号「重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

林崎社会教育課長

◆教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 2 号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。

◆重要文化財旧三上家住宅については、保全を図りながら広く観覧・

使用に供する施設として平成 12 年に供用開始し、休館日は年末年始の期間のみとしておりました。

◆こうした中、近隣の同種施設において週 1 回程度の休館日を設けられており、旧三上家住宅においても、施設のメンテナンスの観点から毎週ごとの休館日を新たに設定し、毎週水曜日を休館日とするものです。

◆なお、令和 3 年度からの指定管理者につきましては、本年 1 月に公募をし、審査の結果、平成 27 年度から 6 年間指定管理者としてお世話になりました元結屋に代わり、新たに、公益社団法人 天橋作事組に決定しました。

◆こうしたことから、本規則の施行日は、新たな指定管理者による運営が始まる令和 3 年 4 月 1 日とするものです。

◆以上、誠に簡単ではございますが、議第 11 号に係る説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

特になければ、議第 11 号「重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則について」承認することに異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

次に、

■議第 12 号「宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱について」、議第 13 号「宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱について」、議第 14 号「宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、議第 15 号「宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則について」、議第 16 号「宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」、議第 17 号「宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程について」、議第 18 号「宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則について」関連しますので一括で事務局から説明をお願いします。

早川学校教育課長

◆7 つの議案とも、宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会の承認を求めるもので、関連しますので、まとめて御説明申し上げます。

◆規則・要綱・規程の改正等の主な理由にもありますが、1 つ目は、小中一貫教育を令和 2 年度から全面実施したこと、また、令和 3 年度から学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を全ての小・中学校で導入することや地域学校協働活動を展開していくことを踏まえて、関係する要綱を整理するもので、議第 12・13・14 号になります。

◆議第 12 号は、小中一貫教育の基本方針・基本計画の策定などに係る調査・研究・協議を目的に設置した研究推進協議会が、所期の設置目的を概ね達成したため、設置要綱を廃止するものです。

◆議第 13 号は、学校評議員制度から切り替える形で学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入している中で、令和 3 年度から全小・中学校でコミュニティ・スクールを導入しますので、学校評議員に係る規程を削除するものです。

◆議第 14 号は、地域学校協働活動を推進するために地域と学校をつな

ぐ役割を担うコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」を設置するための要綱を制定するもので、当初予算の資料も添付しております。

◆2つ目は、令和3年度から文化・スポーツの振興が市長の権限に移管されることを踏まえて、関係する規則や規程を整理するもので、議第15・16・17号になります。

◆議第15号は、これまで市長から事務委任されていた市民体育館の利用等について規定していた規則を、議第16号は、スポーツ推進委員に係る規則を、廃止するものです。なお、市長部局で同様の規則が制定されますし、令和3年度末までが任期の現在のスポーツ推進委員は、市長に委嘱されたものとみなされます。

◆議第17号は、社会教育課社会教育係の分掌事務から文化・スポーツに係る事務を除くものです。また、学校教育課の「課の庶務」の移管も行っております。

◆最後の3つ目は、1つ目・2つ目を踏まえて、教育委員会基本規則の関連する部分を改正するもので、議第18号になります。基本規則第16条第1項第7号において、教育委員会で議決を行う委嘱等に関して規定しておりますが、その対象から、学校評議員やスポーツ推進委員を削除する一方で、その対象に、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員を加えるものです。

◆以下、11ページが議第12号の要綱の廃止、14ページが議第13号の要綱改正の新旧対照表、16・17ページが議第14号の設置要綱の制定、19ページが議第15号の規則の廃止、21ページが議第16号の規則の廃止、24ページから27ページが議第17号の規程改正の新旧対照表、30ページが議第18号の規則改正の新旧対照表になります。

◆以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

山本教育長

ただ今、事務局より議第12号「宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱について」、議第13号「宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱について」、議第14号「宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、議第15号「宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則について」、議第16号「宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」、議第17号「宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程について」、議第18号「宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則について」説明がありました。

委員の皆様の御意見等があればお願いします。

伊藤教育長職務代理者

学校評議員が学校運営協議会委員となるが、評議員はそのまま同じ方が学校運営協議会委員に委嘱されるのか。

早川学校教育課長

学校運営協議会の協議を重ねる中で、評議員さんにこれまでお世話になっていた学校評価や意見は運営協議会委員においてもお世話になる内容となるため、ほとんどの方がそのまま運営協議会委員となります。

田崎委員

全てのスポーツ・文化振興が企画財政部へ移るのか。

山本教育長 スポーツを活用した体力づくりやまちづくりは市長部局だと思いますが、教育委員会もノータッチではなく、橋渡しのなチームができればと思っております。

山本教育長 他になければ、議第 12 号「宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱について」、議第 13 号「宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱について」、議第 14 号「宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、議第 15 号「宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則について」、議第 16 号「宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」、議第 17 号「宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程について」、議第 18 号「宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則について」承認することに御異議ございませんか。

出席委員 異議なし

山本教育長 続きまして、  
■議第 19 号「宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について」、議第 20 号「宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について」関連しますので一括で事務局から説明をお願いします。

早川学校教育課長 2つの議案ともに、宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもので、関連しますので、まとめてご説明申し上げます。  
◆これは、市全体の事務的整理に伴って、関係する規則・要綱を改正するもので、具体的には、市が設置している協議会や委員会などにおいて、委員が委嘱又は任命された後、会長等が決まるまでの、最初に招集する会議の招集者を明確に規定しようとするものです。  
◆議第 19 号では、宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、宮津市学校給食委員会規則、宮津市立図書館協議会運営規則、宮津市文化財保護条例施行規則において、議第 20 号では、宮津市通学路安全推進協議会設置要綱において、それぞれ、会議の招集に係る規定において、「委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する」旨の「ただし書き」を加えようとするものです。  
◆以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。  
ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

山本教育長 特になければ、議第 19 号「宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について」、議第 20 号「宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について」承認することにご異議ございませんか。

出席委員 異議なし

山本教育長 次に、  
■議第 21 号「令和 2 年度宮津市一般会計補正予算(第 14 号)(教育委員会関係分)について」事務局より説明をお願いします。

林崎社会教育課長

- ◆教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 9 号の規程により、委員会の議決を求めるものでございます。
- ◆3 月市議会の最終日に提案を予定しております補正予算のうち、教育委員会関係分は重要文化的景観保護推進事業における令和 3 年度への繰越明許費を設定するものでございます。
- ◆当該事業は、宮津市街地地区の文化的景観選定に向けて、市外との文化的景観の特徴や価値を後世に伝えるための「保存管理計画」の作成や、選定に向けた機運醸成のための普及啓発事業を行う予定として、令和 2 年度予算に計上していたところでございます。
- ◆しかしながら、令和 2 年度事業実施の前提となる、令和元年度事業の市街地の文化的景観の価値や特徴を明らかにする「調査報告書」の刊行が令和 3 年 3 月末までずれ込んだため、令和 2 年度分事業の実施が困難となったところです。
- ◆こうしたなか、文化庁担当官とも協議のうえ、令和 2 年度実施予定事業の大半を令和 3 年度に実施することとし、令和 2 年度計上の同事業費 200 万円のうち、194 万 1 千円の繰越明許費を設定することとしたものです。
- ◆以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

山本教育長

特になければ、議第 21 号「令和 2 年度宮津市一般会計補正予算(第 14 号)(教育委員会関係分)について」承認することに御異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

次に

■議第 22 号「宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

早川学校教育課長

- ◆宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、委員会の承認を求めます。
- ◆教育委員会の諮問に応じて、重大事態に係る事実関係の調査などを行う、宮津市いじめ防止対策推進委員会は、5 人以内の委員で組織し、委員の任期を 2 年としているところです。
- ◆令和 3 年 3 月 31 日をもって、現在の委員の任期が満了となることから、5 名とも改めて、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年の委嘱をしようとするものでございます。
- ◆以上、誠に簡単ではございますが、議第 22 号に係る説明とします。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

特になければ、議第 22 号「宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」承認することに御異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

次に

■議第 23 号「宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について」事務局より説明をお願いします。

- 大井教育次長 ◆教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 4 条の規程により、委員会の議決を求めるものでございます。  
◆定例の人事異動によります教育委員会事務局及び教育機関職員の異動及び昇格等を内申するもので、資料一覧のとおりです。(氏名等省略)
- 山本教育長 特になければ、議第 23 号「宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について」承認することに御異議ございませんか。
- 出席委員 異議なし
- 山本教育長 ここで、7 報告に移ります。  
報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」事務局から説明をお願いします。
- 森本参事兼指導主事 ◆教育委員会基本規則第 16 条第 3 項の規定に基づいて行った専決処分について、報告をし、その承認を求めるものでございます。  
◆職務上の旧姓使用は急速に拡大しており、国や京都府においても旧姓使用の取扱いについての動きが進む中で、宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員で、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を定めたものが、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用する場合の承認を受けようとするときの取扱いに関して必要な事項を定めようとするものです。
- 山本教育長 報告第 2 号「委員会及び学校その他の教育機関の職員(府費負担教職員を除く。)で、臨時的任用及び会計年度任用職員に係るものの任免について」事務局から説明をお願いします。
- 早川学校教育課長 ◆お手元資料、会計年度任用職員任免一覧のとおり任用しようとするもので、学校教育課、社会教育課所属の職員はご覧のとおりです。(氏名等省略)
- 山本教育長 特に御意見がなければ 8 その他に移ります。  
■ 8 その他  
事務局からお願いします。
- 早川学校教育課長 ◆(1)幼稚園、小中学校等入学式につきましては、出席者一覧を添付していますので、皆様の御出席をお願いします。なお、昨年度と同様に、規模は時間短縮のため縮小し、祝辞については、印刷配布という形になっております。  
◆(2) 4 月の主な日程(教育委員関係分)  
○4 月 7 日(水) 小学校入学式  
○4 月 8 日(木) 中学校入学式  
○4 月 9 日(金) 幼稚園入園式  
○4 月 21 日(水) 管内教育長会議  
丹後地方教育委員会連合会幹事会・役員会



※当初の校園長会議を4月14日か21日あたりで調整

◆次回教育委員会日程

4月26日(月)午前9時

以上です。

－中断：10:10－

－開会：15:10－

山本教育長

次に、

■議第24号「宮津市教育大綱・教育振興基本計画について」、議第25号「令和3年度宮津市教育の重点について」、議第26号「宮津市学力向上プランについて」事務局より御説明をお願いします。

早川学校教育課長

◆教育委員会基本規則第16条第1項第1号の規程により、委員会の議決を求めるものでございます。

◆現在の「宮津市教育大綱」と「宮津市教育推進計画」が令和2年度末で期間満了となることから、「第7次宮津市総合計画」のスタートと合わせ、今後の本市の教育振興に係る基本方針となる『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』を策定するものです。

◆本計画では、「豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり」を基本理念に、「変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人」を目指す人間像として、「協働 挑戦 創造 そして未来へ」を合言葉に宮津の新しい教育の創造を進めてまいります。

◆教育の重点及び学力向上プランにつきましては、この教育大綱・基本計画を着実に推進するため、重点的に取り組む内容を記載しております。特に令和3年度は、基礎・基本の徹底を図るとともに、すべての教科での理論的思考力や表現力の育成、ICTを活用した学習意欲の喚起と個別最適な学びと協働的な学びの実現を掲げております。

山本教育長

ただ今、事務局より議第24号「宮津市教育大綱・教育振興基本計画について」、議第25号「令和3年度宮津市教育の重点について」、議第26号「宮津市学力向上プランについて」説明がありました。

委員の皆様の御意見等があればお願いします。

伊藤教育長職務代理者

小中一貫教育のなかで、4小連携については中学校が組合立で連携が難しいと思うがどうか。

大槻総括指導主事

4小校長からの働きかけで、橋立中学校の先生が4小で出前授業を行っております。

山本教育長

それぞれの学院のやり方があると思うので、4小も出来るやり方でどんどん進めてまいります。

- 伊藤教育長職務代理者 算数学び定着サポーターは何年生に入るのか。
- 大槻総括指導主事 令和2年度までの3年間、笠松指導主事が高学年で教員への助言を行ってきました。算数学び定着サポーターは、中学年の課題があるため、3・4年生を中心に指導に入りますが、学校長の判断により他学年に入ることも可としております。
- 山本教育長 テストの点数だけでなく、学習意欲を向上させる指導方法の改善に取り組んでまいります。
- 他になれば、議第24号「宮津市教育大綱・教育振興基本計画について」、議第25号「令和3年度宮津市教育の重点について」、議第26号「宮津市学力向上プランについて」承認することに御異議ございませんか。
- 出席委員 異議なし
- 山本教育長 他になれば、第5回宮津市教育委員会定例会を閉会します。  
1年間ありがとうございました。

－ 閉会 : 15:35 －